

## 【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年12月13日

【届出者の氏名又は名称】 株式会社三菱ケミカルホールディングス

【届出者の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

【電話番号】 (03)6748 - 7115

【事務連絡者氏名】 法務室 藤田浩司  
グループマネージャー

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

【代理人の住所又は所在地】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社三菱ケミカルホールディングス  
(東京都千代田区丸の内一丁目1番1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社三菱ケミカルホールディングスをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、田辺三菱製薬株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時に記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。

(注8) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

(注9) 本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であること等から、米国の証券関連法を根拠として主張しうる権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対し、米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者(affiliate)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

(注10) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。

(注11) 公開買付者及び対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人並びにそれらの関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、米国においても類似の方法により開示が行われます。

## 1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

公開買付者による特別関係者の所有する対象者の株券等の確認が終了し、追加すべき公開買付者の特別関係者が新たに判明したことに伴い、2019年11月19日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、法第27条の8第1項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2 【訂正事項】

### 第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

#### 1 株券等の所有状況

- (1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計
- (3) 特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)
- (4) 特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)

特別関係者

所有株券等の数

## 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

## 1 【株券等の所有状況】

## (1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

(2019年11月19日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	3,165,408(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	3,165,408		
所有株券等の合計数	3,165,408		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 特別関係者である対象者は、2019年11月19日現在、対象者普通株式431,636株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数2,208個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2019年11月19日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

(注3) なお、公開買付者は本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認のうえ、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(訂正後)

(2019年11月19日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	3,165,669(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	3,165,669		
所有株券等の合計数	3,165,669		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 特別関係者である対象者は、2019年11月19日現在、対象者普通株式431,636株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数2,469個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2019年11月19日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

## (3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(訂正前)

(2019年11月19日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2,208(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	2,208		
所有株券等の合計数	2,208		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 特別関係者である対象者は、2019年11月19日現在、対象者普通株式431,636株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数2,208個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2019年11月19日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

(注3) なお、公開買付者は本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認のうえ、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(訂正後)

(2019年11月19日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2,469(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	2,469		
所有株券等の合計数	2,469		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 特別関係者である対象者は、2019年11月19日現在、対象者普通株式431,636株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数2,469個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2019年11月19日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

## (4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

## 【特別関係者】

(訂正前)

(前略)

(2019年11月19日現在)

氏名又は名称	鈴木 彰
住所又は所在地	香川県観音寺市瀬戸町四丁目 1 番70号(株式会社BIKENの所在地)
職業又は事業の内容	株式会社BIKEN 取締役
連絡先	連絡者 田辺三菱製薬株式会社 連絡場所 大阪市中央区道修町三丁目 2 番10号 電話番号 06-6205-5085
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(訂正後)

(前略)

(2019年11月19日現在)

氏名又は名称	鈴木 彰
住所又は所在地	香川県観音寺市瀬戸町四丁目 1 番70号(株式会社BIKENの所在地)
職業又は事業の内容	株式会社BIKEN 取締役
連絡先	連絡者 田辺三菱製薬株式会社 連絡場所 大阪市中央区道修町三丁目 2 番10号 電話番号 06-6205-5085
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(2019年11月19日現在)

氏名又は名称	木曾 誠一
住所又は所在地	東京都千代田区内神田一丁目13番 4 号(株式会社生命科学インスティテュートの所在地)
職業又は事業の内容	株式会社生命科学インスティテュート 代表取締役社長 株式会社エーピーアイ コーポレーション 取締役 クオリカプス株式会社 取締役
連絡先	連絡者 株式会社三菱ケミカルホールディングス 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 1 号 電話番号 03-6748-7115
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(2019年11月19日現在)

氏名又は名称	桑嶋 達夫
住所又は所在地	東京都千代田区内神田一丁目13番 4 号(株式会社生命科学インスティテュートの所在地)
職業又は事業の内容	株式会社生命科学インスティテュート 監査役 株式会社エーピーアイ コーポレーション 監査役 クオリカプス株式会社 監査役
連絡先	連絡者 株式会社三菱ケミカルホールディングス 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 1 号 電話番号 03-6748-7115
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(2019年11月19日現在)

氏名又は名称	伊達 洋二
住所又は所在地	奈良県大和郡山市池沢町321番地の5 (エムエイチシーエス株式会社の所在地)
職業又は事業の内容	エムエイチシーエス株式会社 代表取締役社長 Genix Industria Farmaceutica Ltda. director クオリカプス株式会社 代表取締役社長 Qualicaps Europe S.A.U. director Qualicaps Romania S.R.L. director Technophar Equipment & Service S.R.L. director Qualicaps, Inc. director Technophar Equipment & Service (2007) Ltd. director
連絡先	連絡者 株式会社三菱ケミカルホールディングス 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 電話番号 03-6748-7115
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(2019年11月19日現在)

氏名又は名称	中村 亮夫
住所又は所在地	奈良県大和郡山市池沢町321番地の5 (クオリカプス株式会社の所在地)
職業又は事業の内容	クオリカプス株式会社 取締役
連絡先	連絡者 株式会社三菱ケミカルホールディングス 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 電話番号 03-6748-7115
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(2019年11月19日現在)

氏名又は名称	児山 潤
住所又は所在地	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号(エムシーヒューマネット株式会社の所在地)
職業又は事業の内容	エムシーヒューマネット株式会社 取締役
連絡先	連絡者 株式会社三菱ケミカルホールディングス 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 電話番号 03-6748-7115
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(2019年11月19日現在)

氏名又は名称	多田 真
住所又は所在地	東京都足立区青井三丁目12番15号(日本炭酸瓦斯株式会社の所在地)
職業又は事業の内容	日本炭酸瓦斯株式会社 取締役
連絡先	連絡者 株式会社三菱ケミカルホールディングス 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 電話番号 03-6748-7115
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(2019年11月19日現在)

氏名又は名称	窪田 英一
住所又は所在地	宮城県多賀城市宮内二丁目3番2号(仙台日酸株式会社の所在地)
職業又は事業の内容	仙台日酸株式会社 取締役
連絡先	連絡者 株式会社三菱ケミカルホールディングス 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 電話番号 03-6748-7115
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(2019年11月19日現在)

氏名又は名称	木原 光浩
住所又は所在地	広島県広島市中区江波沖町6番31号(広島日酸株式会社の所在地)
職業又は事業の内容	広島日酸株式会社 取締役
連絡先	連絡者 株式会社三菱ケミカルホールディングス 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 電話番号 03-6748-7115
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

## 【所有株券等の数】

(訂正前)

(前略)

鈴木 彰

(2019年11月19日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	75(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	75		
所有株券等の合計数	75		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の従業員持株会における持分に相当する対象者普通株式7,522株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数75個を含めております。

(注2) 鈴木彰氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株権等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2019年11月19日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

(訂正後)

(前略)

鈴木 彰

(2019年11月19日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	75(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	75		
所有株券等の合計数	75		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の従業員持株会における持分に相当する対象者普通株式7,522株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数75個を含めております。

(注2) 鈴木彰氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株権等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2019年11月19日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

木曾 誠一

(2019年11月19日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	58(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	58	—	—
所有株券等の合計数	58	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	( )	—	—

(注) 木曾誠一氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株権等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2019年11月19日現在)(個)(g)」に含まれておりません。



桑嶋 達夫

(2019年11月19日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	11(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	11	—	—
所有株券等の合計数	11	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	( )	—	—

(注) 桑嶋達夫氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株権等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2019年11月19日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

伊達 洋二

(2019年11月19日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	17(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	17	—	—
所有株券等の合計数	17	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	( )	—	—

(注) 伊達洋二氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株権等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2019年11月19日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

中村 亮夫

(2019年11月19日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	119(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	119	—	—
所有株券等の合計数	119	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	( )	—	—

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の従業員持株会における持分に相当する対象者普通株式958株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数9個を含めております。

(注2) 中村亮夫氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株権等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2019年11月19日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

児山 潤

(2019年11月19日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	5(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	5	—	—
所有株券等の合計数	5	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	( )	—	—

(注) 児山潤氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株権等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2019年11月19日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

多田 真

(2019年11月19日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	10(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	10	—	—
所有株券等の合計数	10	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	( )	—	—

(注) 多田真氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株権等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2019年11月19日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

窪田 英一

(2019年11月19日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	34(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	34	—	—
所有株券等の合計数	34	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	( )	—	—

(注) 窪田英一氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株権等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2019年11月19日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

木原 光浩

(2019年11月19日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	7 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	7	—	—
所有株券等の合計数	7	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	( )	—	—

(注) 木原光浩氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株権等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2019年11月19日現在)(個)(g)」に含まれておりません。